

SPC JINJIKEN NEWS



正社員との手当格差「一部違法」待遇差の違法性について高裁初判断（7月26日）

正社員と同じ業務内容であるにもかかわらず手

当に格差があるのは、有期契約を理由とする不合理な労働条件を禁じる労働契約法20条に反し違法だとして、契約社員の男性が是正を求めていた訴訟で、大阪高裁は、正社員のみに限定した一部手当の支給を違法と判断した。判決は、各手当について転勤の有無など「立場に関わるか」に基づき判断すべきと指摘。一部手当について雇用期間を理由に正社員のみを支給することは不合理であるとした。

就活日程は来年も「説明会3月、面接6月」に（8月5日）

経団連は、2018年春入社の大學生の就職・採用活動の解禁日について、2017年入社組と同じく会社説明会を3月1日から、面接を6月1日からとする方向で調整する方針を明らかにした。学生や企業の混乱を避けるため3年連続で日程を変更する事態は避け、就活ルールの抜本見直しは2018年（2019年入社）以降に先送りする考え。

介護職員の離職率が16.5%（8月5日）

公益財団法人介護労働安定センターが「介護労働実態調査」の結果を発表し、2014年10月からの1年間における介護職員の離職率が

16.5%だったことがわかった。離職率は前年度から横ばいで、訪問介護員は14.1%、介護職員は17.6%で、介護施設で働く介護職員のほうが離職率が高かった。

〔関連リンク〕

平成27年度 介護労働実態調査結果について

http://www.kaigo-center.or.jp/report/h27_chousa_01.html

大卒者の就職率が6年連続で改善（8月5日）

文部科学省が「学校基本調査（速報値）」の結果を発表し、今春大学（学部）を卒業した約55万9,000人のうち就職した人は約41万8,000人で、就職率（74.7%。前年比2.1ポイント増）が6年連続で上昇したことがわかった。同省は「企業が新規採用に前向きで雇用環境が改善し、就職者が増加した」と分析している。

社会保障給付費が過去最高の112兆円超に（8月5日）

国立社会保障・人口問題研究所が2014年度における年金・医療・介護などの「社会保障給付費」を発表し、112兆1,020億円（前年度比1.3%増）で過去最高を更新したことがわかった。高齢化に伴う介護サービス利用者の伸びが目立っており、今後も増加が見込まれる。

雇用関連の助成金に新基準を設ける方針 厚生省（8月14日）

厚生労働省は、雇用関連の助成金について廃止や統合により現在の27種類から15種類程度

に再編し、生産性が上がっている企業への助成を増やす方針を示した。再編を行ったうえで助成金の支給要件に生産性に関する基準を設ける考え。「キャリアアップ助成金」や「労働移動支援助成金」などに新基準を導入する考え。

外国人技能実習生に対する法令違反が過去最多（8月16日）

厚生労働省は、2015年における技能実習生に対する労働関係法令違反があった事業所が3,695（前年比718増）で、最多となったことを明らかにした。立入調査は5,173事業所に対して行われ、最も多かったのは長時間労働（1,169事業所）で、安全基準違反（1,076事業所）が続いた。同省は悪質な事業所に対する摘発を強化する方針を示している。

〔関連リンク〕

平成27年の監督指導、送検の状況を公表します

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000133506.html>

健康増進に努める「ホワイト企業」の認定制度を新設へ（8月23日）

経済産業省は、従業員の健康増進に努める企業の認定制度を新設することを発表した。2020年までに500社の大企業を選び、「ブラック企業」と対照的な「ホワイト企業」として国によるお墨付きを与える。メンタルヘルス検査の有無や職場の分煙状況、産業医の人数などを考慮して選び、2017年初めに認定企業を公表する考え。

最低賃金 過去最高25円増で全国平均823円に（8月23日）

今年度の最低賃金の改定額が全都道府県で出揃い、全国加重平均の時給は823円となった。25円増は過去最高の上げ幅。最高は東京都の932円、最低は沖縄県・宮崎県の714円で、10月1日以降順次改定される。

〔関連リンク〕

すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000134251.html>

「同一労働同一賃金」に関する相談窓口を設置へ 厚労省（8月24日）

厚生労働省は、各都道府県に同一労働同一賃金に関する相談窓口を設置する方針を示した。「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」（仮称）として、2017年度中の業務開始を見込む。運営は各都道府県の社会保険労務士会などに委託し、年内に策定される予定のガイドラインを基にアドバイスを行う考え。

3年連続で「入職者数」が「離職者数」を上回る（8月25日）

厚生労働省が2015年の「雇用動向調査」の結果を発表し、昨年1年間に就職や転職などで新たに職に就いた人が774万9,000人、離職した人が713万1,000人となり、3年連続で入職者数が離職者数を上回ったことがわかった。

〔関連リンク〕

平成27年雇用動向調査結果の概要

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/16-2/index.html>



トピックス● 平成 28 年度の地域別最低賃金額改定の目安を公表

本年7月28日に開催された第46回中央最低賃金審議会において、平成28年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が取りまとめられ、公表されました。

<地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要>

中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示しています。この目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされています。

なお、地域別最低賃金額は、平成14年度以降、時間額のみで示すこととなっています。

平成 28 年度の地域別最低賃金額改定の目安

都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA～Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安が提示されました。

ランクごとの引上げ額は、**Aランク 25 円、Bランク 24 円、Cランク 22 円、Dランク 21 円**(昨年度はAランク 19 円、Bランク 18 円、Cランク 16 円、Dランク 16 円)です。

ランク	都道府県
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は 24 円(昨年度は 18 円)であり、目安どおりに最低賃金が決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降で最高額となる引上げになります。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上答申を行い、各都道府県労働局長によって地域別最低賃金額が決定されることとなります。

☆ 政府は、「一億総活躍プラン」の中で最低賃金を毎年3%程度引き上げて、全国の平均で1,000円とする目標を掲げています(平成35年度ごろに1,000円に達する計算)。

しかし、中小企業の経営への影響が懸念されており、また、地域格差のことも考えていく必要があるでしょう。

連載トピックス● 雇用保険法等の一部を改正する法律が成立④

今回は、「雇用保険の適用の拡大」にスポットを当てます。

雇用保険の適用の拡大

●雇用保険の適用の拡大〔雇用保険法、労働保険料徴収法関係〕

改正の趣旨⇒雇用者数、求職者数が増加傾向にある65歳以上の高年齢者について、生涯現役社会の実現の観点から、その雇用が一層推進されるよう、雇用保険の適用を拡大する

改正前(現行)

- 65歳以降に雇用された者は雇用保険の適用除外とする。
- 同一の事業主の適用事業に65歳前から引き続いて雇用されている者のみ、高年齢継続被保険者として雇用保険を適用し、離職して求職活動をする場合に高年齢求職者給付金(賃金の50～80%の最大50日分)を1度だけ支給する。
- 64歳以上の者については、雇用保険料の徴収を免除。

改正後

平成29年1月～

- 65歳以降に雇用された者についても、高年齢被保険者として雇用保険を適用し、離職して求職活動する場合には、その都度、高年齢求職者給付金を支給する(支給要件・内容は現行のものと同様。年金と併給可)。
- さらに、介護休業給付、教育訓練給付等についても、新たに65歳以上の者を対象とする。

平成32年4月～

- 雇用保険料の徴収免除を廃止して原則どおり徴収する。

☆現行の制度では、65歳以降に新たに雇用した従業員については、雇用保険の適用除外ですが、来年からは、そのような従業員も、週所定労働時間が20時間未満である場合などを除き、被保険者(高年齢被保険者)となります。雇用保険の資格取得の手続きも必要となりますね。また、平成32年度からですが、64歳以上の者の雇用保険料の免除の制度も廃止されます。

番外● 厚生年金保険料が9月分(10月納付分)から引き上がります

厚生年金保険の保険料率が、今までの17.828%から0.354%引き上げられ、「18.182%」となります。この保険料率は「平成28年9月分(10月納付分)から平成29年8月分(9月納付分)まで」の保険料を計算する際の基礎となります(健康保険の保険料率については、同月からの改定はありません)。なお、厚生年金の標準報酬月額等級については、平成28年10月から、下限に1等級追加され(88,000円)、計31等級となります。